

令和 5 年 12 月 1 日

お知らせ

課名	医薬安全課
担当	西岡、倭田
内線	3537、3539
直通	086-226-7341

指定薬物「HHCH」を含有する製品の使用はやめましょう！

東京や大阪で、「HHCH」（大麻に含まれる「THC」と似た構造を持つ成分）が含有されているグミを食べた人が体調不良により、救急搬送された事例を受け、中国四国厚生局と合同で、同様の製品を扱っている疑いがある店舗の立入検査を実施しましたところ、「HHCH」の記載がある製品が確認されましたので、次のとおり注意喚起を行います。

1 健康に関する注意喚起

「HHCH」を含有する製品として、電子タバコ用リキッドやグミ、クッキーなどが確認されていることから、健康被害が生じるおそれがありますので、「HHCH」を含有する製品の購入や使用はやめてください。

2 法規制に関する注意喚起

- （1）「HHCH」は令和 5 年 11 月 22 日に指定薬物として指定されており、令和 5 年 12 月 2 日から、HHCH を含む製品については、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止となります。
- （2）12 月 2 日以降、所持等していた場合、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処されることとなります。
- （3）「HHCH」を含む疑いのある製品をお持ちの方は、安易に使用せず、県庁医薬安全課にご相談ください（086-226-7341）。

3 参考

岡山県保健医療部医薬安全課 HP （「HHCH」を含有する製品に注意！）

<https://www.pref.okayama.jp/page/889374.html>